

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十五号

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

奈良県住民基本台帳法施行条例（平成十四年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号中「第八条第一項又は第二項」を「第十七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。